

御坊市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第 1 条 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項に規定する特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域は、別表の指定地域欄に掲げる地域とする。

(特定工場等における規制基準)

第 2 条 振動規制法第 4 条第 1 項に規定する特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分\時間	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 8 時まで	午後 8 時から翌日の午前 8 時まで
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第一種区域及び第二種区域とは、別表の区域の区分欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定地域欄に掲げる区域とする。
- 2 第一種区域(夜間を除く。)又は第二種区域において、次の施設の敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における規制基準は、表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- 3 振動の測定場所は、原則として特定工場等の敷地の境界線上とする。
- 4 その属する区域の区分が変更された際現に設置されている特定工場等(設置の工事が開始されているものを含む。)であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

(特定建設作業に伴う振動の規制に関する区域)

第 3 条 振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号。次条において「省令」という。)別表第 1 付表第 1 号に規定する市長が指定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 別表第一種区域の項に掲げる区域
- (2) 別表第二種区域の項に掲げる区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - ア 学校教育法第 1 条に規定する学校

- イ 児童福祉法第 7 条 1 項に規定する保育所
- ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(道路交通振動の限度に関する区域及び時間)

第 4 条 省令別表第 2 備考 1 に規定する市長が定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 第一種区域 別表第一種区域の項に掲げる区域
- (2) 第二種区域 別表第二種区域の項に掲げる区域

2 省令別表第 2 の備考 2 に規定する市長が定める時間は、次のとおりとする。

- (1) 昼間 午前 8 時から午後 8 時まで
- (2) 夜間 午後 8 時から翌日の午前 8 時まで

別表

区域の区分	指定地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた地域をいう。
- 2 用途地域の定めのない地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。